

(設例) 本年最後に支払う給与(賞与)についての税額計算を省略して年末調整を行う場合

1	年間給与総額(他の所得なし)	8,970,000円
2	同上の給与に対する徴収税額	200,700円
3	控除した社会保険料等(給与控除分)	1,386,102円
4	支払った一般の生命保険料のうち新生命保険料分	25,000円
	支払った一般の生命保険料のうち旧生命保険料分	80,000円
	支払った介護医療保険料	80,000円
	支払った個人年金保険料のうち新個人年金保険料分	90,000円
	支払った個人年金保険料のうち旧個人年金保険料分	30,000円
5	支払った損害保険料のうち地震保険料分	42,000円
	支払った損害保険料のうち旧長期損害保険料分	14,800円
	(注)支払った地震保険料及び旧長期損害保険料のうち同一の損害保険契約に基づき支払ったものはない。	
6	一般の控除対象配偶者(給与所得の金額40万円)	あり
7	一般の控除対象扶養親族	1人
8	特定扶養親族	1人
9	老人扶養親族(同居老親等かつ一般の障害者)	1人
10	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	126,500円

・年末調整のしかた  
・年税額の計算  
・過不足額の精算

甲欄	乙欄	所属	職名	住所	氏名	生年月日	マタラ	アロウ	整理番号																																																																																												
		経理課	経理係長	東京都練馬区学町23-7	山川 太郎	55年1月1日	55	1	8																																																																																												
令和5年分給与と所得に対する源泉徴収簿	区分	月別	給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養親族等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額																																																																																											
	1	20	590,000	90,712	499,288	5人	8,420		8,420																																																																																												
	2	20	590,000	90,712	499,288	5人	8,420		8,420																																																																																												
	3	20	590,000	90,712	499,288	5人	8,420		8,420																																																																																												
	4	20	600,000	92,454	507,546	5人	9,160		9,160																																																																																												
	5	19	600,000	92,454	507,546	5人	9,160		9,160																																																																																												
	6	20	600,000	92,454	507,546	5人	9,160		9,160																																																																																												
	7	20	600,000	92,454	507,546	5人	9,160		9,160																																																																																												
	8	21	600,000	92,454	507,546	5人	9,160		9,160																																																																																												
	9	20	600,000	92,454	507,546	5人	9,160		9,160																																																																																												
	10	20	600,000	92,454	507,546	5人	9,160		9,160																																																																																												
	11	20	600,000	92,454	507,546	5人	9,160		9,160																																																																																												
	12	20	600,000	92,454	507,546	5人	9,160		9,160																																																																																												
	計	①	7,170,000	② 1,104,222	6,065,778		③ 107,700																																																																																														
賞与等	6	9	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000																																																																																												
	12	25	900,000	140,940	759,060	5	93,000	▲154,200	▲154,200																																																																																												
		計	④	1,800,000	⑤ 281,880	1,518,120		⑥ 93,000	▲154,200																																																																																												
<table border="1"> <tr> <td>区</td> <td>分</td> <td>金額</td> <td>税額</td> </tr> <tr> <td>給料・手当等</td> <td>①</td> <td>7,170,000</td> <td>③ 107,700</td> </tr> <tr> <td>賞与等</td> <td>④</td> <td>1,800,000</td> <td>⑥ 93,000</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>⑦</td> <td>8,970,000</td> <td>⑧ 200,700</td> </tr> <tr> <td>給与所得控除後の給与等の金額</td> <td>⑨</td> <td>7,020,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0</td> <td>⑩</td> <td>47,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)</td> <td>⑪</td> <td>6,973,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会保険料等申告による社会保険料の控除分</td> <td>⑫</td> <td>1,386,102</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告による小規模企業共済等掛金の控除分</td> <td>⑬</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生命保険料の控除額</td> <td>⑭</td> <td>120,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地震保険料の控除額</td> <td>⑮</td> <td>50,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>配偶者(特別)控除額</td> <td>⑯</td> <td>380,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額</td> <td>⑰</td> <td>1,860,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基礎控除額</td> <td>⑱</td> <td>480,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)</td> <td>⑲</td> <td>4,276,102</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引課税給与所得金額(⑪-⑲)及び算出所得税額</td> <td>⑳</td> <td>2,696,900</td> <td>㉒ 172,100</td> </tr> <tr> <td>(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額</td> <td>㉑</td> <td>126,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年調所得税額(㉑×㉒、マイナスの場合は0)</td> <td>㉓</td> <td>45,600</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年調年税額(㉓×102.1%)</td> <td>㉔</td> <td>46,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>差引(超過額)又は不足額(㉔-㉒)</td> <td>㉕</td> <td>154,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過額</td> <td>㉖</td> <td>154,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精算</td> <td>㉗</td> <td>154,200</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不足額</td> <td>㉘</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>										区	分	金額	税額	給料・手当等	①	7,170,000	③ 107,700	賞与等	④	1,800,000	⑥ 93,000	計	⑦	8,970,000	⑧ 200,700	給与所得控除後の給与等の金額	⑨	7,020,000		所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0	⑩	47,000		給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪	6,973,000		社会保険料等申告による社会保険料の控除分	⑫	1,386,102		申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑬	0		生命保険料の控除額	⑭	120,000		地震保険料の控除額	⑮	50,000		配偶者(特別)控除額	⑯	380,000		扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑰	1,860,000		基礎控除額	⑱	480,000		所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	⑲	4,276,102		差引課税給与所得金額(⑪-⑲)及び算出所得税額	⑳	2,696,900	㉒ 172,100	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉑	126,500		年調所得税額(㉑×㉒、マイナスの場合は0)	㉓	45,600		年調年税額(㉓×102.1%)	㉔	46,500		差引(超過額)又は不足額(㉔-㉒)	㉕	154,200		超過額	㉖	154,200		精算	㉗	154,200		不足額	㉘		
区	分	金額	税額																																																																																																		
給料・手当等	①	7,170,000	③ 107,700																																																																																																		
賞与等	④	1,800,000	⑥ 93,000																																																																																																		
計	⑦	8,970,000	⑧ 200,700																																																																																																		
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	7,020,000																																																																																																			
所得金額調整控除額 (⑦-8,500,000円)×10%、マイナスの場合は0	⑩	47,000																																																																																																			
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	⑪	6,973,000																																																																																																			
社会保険料等申告による社会保険料の控除分	⑫	1,386,102																																																																																																			
申告による小規模企業共済等掛金の控除分	⑬	0																																																																																																			
生命保険料の控除額	⑭	120,000																																																																																																			
地震保険料の控除額	⑮	50,000																																																																																																			
配偶者(特別)控除額	⑯	380,000																																																																																																			
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑰	1,860,000																																																																																																			
基礎控除額	⑱	480,000																																																																																																			
所得控除額の合計額 (⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱)	⑲	4,276,102																																																																																																			
差引課税給与所得金額(⑪-⑲)及び算出所得税額	⑳	2,696,900	㉒ 172,100																																																																																																		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉑	126,500																																																																																																			
年調所得税額(㉑×㉒、マイナスの場合は0)	㉓	45,600																																																																																																			
年調年税額(㉓×102.1%)	㉔	46,500																																																																																																			
差引(超過額)又は不足額(㉔-㉒)	㉕	154,200																																																																																																			
超過額	㉖	154,200																																																																																																			
精算	㉗	154,200																																																																																																			
不足額	㉘																																																																																																				

### (設例の説明)

1 この設例は、本年最後に支払う給与（賞与）に対する税額計算を省略して年末調整を行ったものです。

※ 本年最後に支払う給与（給料・手当）に対する税額計算を省略して年末調整を行う場合の設例は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2023/01.htm>）をご確認ください。

2 1月から12月までの普通給与の金額と賞与の金額との合計額8,970,000円について、給与所得控除後の給与等の金額を「給与所得控除後の金額の算出表」（51ページ以下参照）によって求めると7,020,000円（8,970,000円－1,950,000円）になります。

3 本年分の給与の総額が850万円超で、年齢23歳未満の扶養親族を有するため、所得金額調整控除の適用があります。このため、給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）は、給与所得控除後の給与等の金額7,020,000円から次により求めた所得金額調整控除額47,000円を控除した6,973,000円（7,020,000円－47,000円）となります。

〔所得金額調整控除額〕

$$\begin{array}{r} \text{本年分の給与の総額} \\ (8,970,000\text{円} - 8,500,000\text{円}) \times 10\% = 47,000\text{円} \\ \text{所得金額調整控除額} \end{array}$$

4 社会保険料等の1,386,102円は、1月から12月までの間に給与及び賞与から差し引かれた社会保険料等であり、その全額が控除されます。

5 生命保険料の控除額120,000円は、本年中に支払った一般の生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料のそれぞれの金額に基づいて、次により求めた金額となります。

〔一般の生命保険料の控除額〕

$$\begin{array}{r} \text{新生命保険} \\ \text{料の金額} \\ 25,000\text{円} \times \frac{1}{2} + 10,000\text{円} = 22,500\text{円} \\ \text{新生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{旧生命保険} \\ \text{料の金額} \\ 80,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 25,000\text{円} = 45,000\text{円} \\ \text{旧生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{新生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \\ 22,500\text{円} + \text{旧生命保険料} \\ \text{に係る控除額} \\ 45,000\text{円} = 67,500\text{円} \rightarrow \text{新生命保険料と} \\ \text{旧生命保険料の} \\ \text{両方に係る控除額} \\ 40,000\text{円 (最高40,000円)} \end{array}$$

計算した控除額のうち最も大きい金額は、旧生命保険料に係る控除額の45,000円ですから、一般の生命保険料の控除額は45,000円となります。

〔介護医療保険料の控除額〕

$$\begin{array}{r} \text{介護医療保} \\ \text{険料の金額} \\ 80,000\text{円} \times \frac{1}{4} + 20,000\text{円} = 40,000\text{円} \\ \text{介護医療保} \\ \text{険料の控除額} \end{array}$$

〔個人年金保険料の控除額〕

$$\begin{array}{r} \text{新個人年金保} \\ \text{険料の金額} \\ 90,000\text{円} \rightarrow \text{新個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 40,000\text{円 (80,000円を超える場合は一律に40,000円)} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{旧個人年金保} \\ \text{険料の金額} \\ 30,000\text{円} \times \frac{1}{2} + 12,500\text{円} = 27,500\text{円} \\ \text{旧個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{新個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 40,000\text{円} + \text{旧個人年金保} \\ \text{険料に係る控除額} \\ 27,500\text{円} = 67,500\text{円} \rightarrow \text{新個人年金保} \\ \text{険料と} \\ \text{旧個人年金保} \\ \text{険料の} \\ \text{両方に係る控除額} \\ 40,000\text{円 (最高40,000円)} \end{array}$$

計算した控除額のうち最も大きい金額は、新個人年金保険料と旧個人年金保険料の両方に係る控除額の40,000円ですから、個人年金保険料の控除額は40,000円となります。

〔生命保険料の控除額の合計〕

一般の生命保険料の控除額 45,000円 + 介護医療保険料の控除額 40,000円 + 個人年金保険料の控除額 40,000円 = 125,000円 → 生命保険料の控除額 120,000円 (最高120,000円)

- 6 地震保険料の控除額50,000円は、本年中に支払った地震保険料の合計額42,000円及び旧長期損害保険料の合計額14,800円のそれぞれに基づいて、次により求めた金額となります。

地震保険料に係る控除額 42,000円 + 旧長期損害保険料に係る控除額 14,800円  $\times \frac{1}{2}$  + 5,000円 = 54,400円 → 50,000円(最高50,000円)

(注) 地震保険料控除の対象となる損害保険契約等のうち、損害保険会社等から、地震保険料を支払ったことを証する書類及び旧長期損害保険料を支払ったことを証する書類いずれの発行も受けている契約がある場合には、その契約に係る地震保険料又は旧長期損害保険料のうち選択したいずれか一方のみを地震保険料控除の控除額の計算の対象とすることができることとなっています。

- 7 「配偶者（特別）控除額⑰」欄の金額は、配偶者控除等申告書で計算します。所得者の合計所得金額が900万円以下（本人に給与所得以外の所得がないため、給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）6,973,000円が、本人の合計所得金額となります。）（区分Ⅰ：A）、配偶者の合計所得金額が40万円以下（区分Ⅱ：②）ですので、配偶者控除等申告書の「控除額の計算」欄の表の区分Ⅰの「A」及び区分Ⅱの「②」が交わる欄の金額380,000円が配偶者控除額となります。

- 8 「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑱」欄の金額は、「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」（64ページ参照）の「①控除対象扶養親族の数に応じた控除額」の「3人」欄の金額1,140,000円に、「②障害者等がいる場合の控除額の加算額」の「ハ」欄により一般の障害者の270,000円、「ホ」欄により同居老親等の200,000円、「ヘ」欄の特定扶養親族の250,000円を加算した1,860,000円です。

- 9 「基礎控除額⑲」欄の金額は、基礎控除申告書で計算します。所得者の合計所得金額が2,400万円以下ですので、480,000円が基礎控除額となります。

- 10 所得控除額の合計額4,276,102円は、次により計算します。

社会保険料等の控除額 1,386,102円 + 生命保険料の控除額 120,000円 + 地震保険料の控除額 50,000円 + 配偶者控除額 380,000円 + 扶養控除額等 1,860,000円 + 基礎控除額 480,000円 = 4,276,102円

- 11 差引課税給与所得金額2,696,000円は、次により計算します。

給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後） 6,973,000円 - 所得控除額の合計額 4,276,102円 = 2,696,898円 → 2,696,000円（1,000円未満の端数切捨て）

- 12 差引課税給与所得金額2,696,000円に対する算出所得税額を「令和5年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」（60ページ参照）によって求めると、172,100円となります。

課税給与所得金額 2,696,000円  $\times$  税率 10% - 控除額 97,500円 = 算出所得税額 172,100円

- 13 算出所得税額172,100円から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額126,500円を控除すると、年調所得税額は45,600円となります。

(注) 住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超える場合には、住宅借入金等特別控除額の全額（源泉徴収簿の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額㉓」欄の金額）を給与所得の源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記載することとなっていますのでご注意ください。

- 14 年調所得税額45,600円に102.1%を乗じて求めた46,500円（100円未満の端数切捨て）が年調年税額となります。

- 15 年調年税額46,500円と1月から12月までに徴収された税額の合計額200,700円とを比較しますと、徴収された税額の合計額の方が154,200円多いため超過額154,200円が生じます。

- 16 この超過額154,200円は、過納額として本人に還付することになります。

源泉徴収簿への記入例

1 保険料控除申告書からの転記

令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務官 神田 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○ 株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ  
 給与の支払者の法人番号 1 | 1 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 | 5 | 5 | 6 | 6 | 7 | 7 給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3 あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7



保

(給与所得控除後の金額の算出表)

保険会社等	保険等の種類	契約者の氏名	保険金の受取人の氏名	新・旧の区分	支払者の区分	支払者の氏名	支払金額(円)
●●生命	養老	10年 山川太郎	山川明子	未	①	25,000	
××生命	養老	10年			②	80,000	
●●生命	介護	10年 山川太郎	山川明子	未	①	80,000	
●●生命	〇〇年金	30年 山川太郎	山川太郎	本人	③	90,000	
××生命	〇〇年金	30年			④	30,000	

①の金額(円) 25,000 ②の金額(円) 80,000 ③の金額(円) 90,000 ④の金額(円) 30,000  
 計(①+②+③+④) 222,500 計(①+②) 105,000 計(③+④) 120,000

(九)

給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額		給与等の金額		給与所得控除後の給与等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
6,372,000	6,376,000	4,657,600	4,692,000	6,496,000	6,496,000	4,753,600	4,758,000
6,380,000	6,384,000	4,666,000	4,680,000	6,500,000	6,504,000	4,760,000	4,764,000
6,384,000	6,388,000	4,672,000	4,686,000	6,504,000	6,508,000	4,763,200	4,767,200
6,388,000	6,392,000	4,676,000	4,690,000	6,508,000	6,512,000	4,766,400	4,770,000

扶養控除等(異動)申告書の内容を基に「扶養控除等の申告」欄を記入します。

年末調整のしかた  
 ・年税額の計算  
 ・過不足額の精算

所属	経理課	職名	経理係長	住所	東京都練馬区栄町23-7	氏名	山川太郎	番号	8		
区分	月	日	支給総額	社会保険料等控除後の金額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養控除等の数	算出税額	年末調整による過不足税額	差引徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額	円
1	1	20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420	0	0
2	2	20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420	0	0
3	3	20	590,000	90,712	499,288	5	8,420		8,420	0	0
4	4	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	0	0
5	5	19	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	0	0
6	6	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	0	0
7	7	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	0	0
8	8	21	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	0	0
9	9	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	0	0
10	10	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	0	0
11	11	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	0	0
12	12	20	600,000	92,454	507,546	5	9,160		9,160	0	0
計			7,170,000	1,104,222	6,065,778		107,700				
6	6	9	900,000	140,940	759,060	5	93,000		93,000		
12	12	25	900,000	140,940	759,060	5	93,000	過納 ▲154,200			
計			1,800,000	281,880	1,518,120		93,000	▲154,200			

年末調整に役立つ情報

国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載されている「年末調整計算シート」(Excel)をご利用いただくと、給与所得控除後の給与等の金額、各種控除額及び税額等の計算を効率的に行うことができます。

【掲載場所】 [https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/nencho\\_keisan/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/nencho_keisan/index.htm)

② 基礎控除申告書・配偶者控除申告書・所得金額調整控除申告書からの転記  
 令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) ヤマカワ タロウ	あなたの氏名 山川 太郎
給与の支払者の法人番号 11223344556677	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	

～記載に当たってのご注意～  
 ① 「基礎控除申告書」及び「配偶者控除申告書」については、次の欄面に必ず記載してください。  
 ② 「基礎控除申告書」及び「配偶者控除申告書」については、次の欄面に必ず記載してください。  
 ③ 「所得金額調整控除申告書」については、次の欄面に必ず記載してください。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000	6,973,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額		6,973,000

控除額の計算

区分	控除額
区分Ⅰ (基礎控除)	480,000

◆ 配偶者の基礎控除申告書 ◆

配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000	400,000
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額		400,000

控除額の計算

区分	控除額
区分Ⅱ (配偶者控除)	380,000

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

(令和5年分の年末調整のための算出所得税額の速算表)

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)	税額 = (A) × (B) - (C)
1,950,000円以下	5%	—	(A) × 5%
1,950,000円超 3,300,000円 未満	10%	97,500円	(A) × 10% - 97,500円
3,300,000円 超 6,950,000円 未満	20%	427,500円	(A) × 20% - 427,500円
6,950,000円 超 9,000,000円 未満	23%	636,000円	(A) × 23% - 636,000円
9,000,000円 超 18,000,000円 未満	33%	1,536,000円	(A) × 33% - 1,536,000円
18,000,000円 超	40%	2,796,000円	(A) × 40% - 2,796,000円

(注) 1 課税給与所得金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。  
 2 課税給与所得金額が18,050,000円を超える場合は、年末調整の対象となりません。

③ 住宅借入金等特別控除申告書からの転記

平成35年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたため、申告します。

源泉徴収簿②欄  
2,696,000円を速算表にあてはめて算出所得税額を求めます。  
(2,696,000円 × 10% - 97,500円)

平成35年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

あなたの収入金額が650万円以下の場合、記載する必要はありません。

年末調整のしかた  
 ・ 過不足額の計算  
 ・ 精算